

経済産業省委託事業

# カンボジア下位法令調査

---

2015年6月

日本貿易振興機構

バンコク事務所 知的財産部

## 目次

法制度の概括的紹介.....	2
主要な条約および IP の執行機関.....	4
IP に関する法律、政令、および規則の一覧.....	5
IP 関連の法律、政令、規則の一覧表.....	8
最新の IP に関する法律の関連規定.....	10
最新の IP の規則／政令／副令の関連規定.....	50
現行の IP 関連の法律、政令、および規則の関係.....	59

## 法制度の概括的紹介

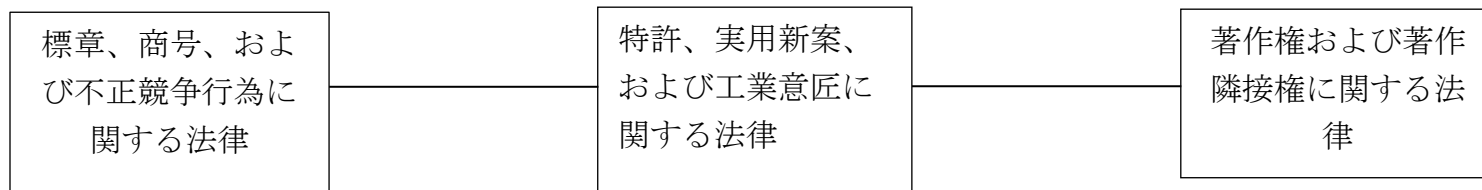
カンボジアにおける現行法制度は、混成的な法制度であり、カンボジアの慣習、フランスの基本的法制度（フランス植民地化による影響）、およびコモン・ローの制度の融合であるが、コモン・ローの制度は、カンボジアでの法および司法の改革に対する外国からの支援による影響である。

主要な法源として、カンボジアの管轄当局に由来する以下の法規が確認されている。

- \* 憲法
- \* 法律 (Chbab)
- \* 勅令 (Preah Reach Kret)
- \* 副令 (Anu-Kret)
- \* 下位政令
- \* 布告 (Prakas)
- \* 決定 (Sech Kdei Samrach)
- \* 通達 (Sarachor)
- \* 定款 (Deika)
- \* 国際法

カンボジアにおける知的財産（IP）の歴史は長くない。IPに関する最初の規制は、商標、商号、および不正競争行為についての勅令の制定により 2001 年 12 月に発布された。その後数年の間に、特許／実用新案、および工業意匠に関する法律（2002 年 11 月）により、法的な枠組みが完成した。著作権および著作隣接権に関する法律は、2003 年 1 月に制定された。

カンボジアが 1995 年に世界知的所有権機関（WIPO）に加盟し 1998 年にパリ条約に加入した時点で、知的財産権（IPR）を保護する規制枠組みは、比較的弱いものであった。世紀の変わり目以降、カンボジアで IPR を保護する一連の法律および規制枠組みをカンボジア政府が成立させたことによりかなりの進展がみられ、WTO の義務が安定して遵守されるようになった。現在、カンボジアは、以下を含むいくつかの IP 機構に加入することを検討している。すなわち、文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、特許協力条約、および、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定、植物の新品種の保護に関する国際条約、ならびに、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書である。さらに、カンボジア政府は、国内の知的財産法の制度を完全なものとするために、他の法律をいくつか制定することも検討している。



## 主要な条約および IP の執行機関

カンボジアは、IP に関する法制度の歴史がまだ浅く、以下の条約に加入したばかりである。

\* 世界知的所有権機関 (WIPO) (1995 年)

\* パリ条約 (1998 年)

現在、カンボジアは、世界の知的財産に関する他の多くの条約に加入することを検討しているところである。

カンボジアにおける IP の権利行使は、以下を含む多くの政府機関の下で管理されている。すなわち、商標登録を担当する商業省、特許、実用新案、工業意匠登録を担当する産業、鉱業およびエネルギー省、ならびに、著作権および著作隣接権を担当する文化芸術省である。

## IPに関する法律、政令、および規則の一覧

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
	IPの種類	法律、施行日	改正	規則	改正	公的な指針／手引／ 部局の通達
A	特許／実用新案 および工業意匠	特許、実用新案、お よび工業意匠に関す る法律（2003年）－ 2003年1月22日		この法律は、特許およ び実用新案証明の付与 手続に関する Prakas （政令）2006年6月 29日第706号により補 足された。	特許および実 用新案証明の 付与手続に関 する Prakas （告示） （2007年）－ 2007年5月28 日	
B	商標	標章、商号、および 不正競争行為に関す る法律（2002年）－ 2002年2月20日		標章、商号、および不 正競争行為に関する法 律の施行に関する下位 政令－2006年7月12		

				日		
				食品表示に関するカンボジア標準 (CS 001-2000) についての規則第 1045 号 (2000 年) – 2000 年 12 月 28 日		
				法律上の商標管理人に関する Prakas – 2011 年 1 月 31 日 (Khmer においてのみ)		
C	著作権	著作権および著作権隣接権に関する法律 (2003 年) – 2003 年 5 月 3 日				
D	トレード・シー	トレード・シークレ				

	クレジット	ットおよび未開示情報に関する法律案の審議中（2013－2014年）				
E	地理的表示	地理的表示に関する法律案について審議中（2012年）		地理的表示を含む物品の標章の登録および保護の手續に関するPrakas（2009年）－2009年5月18日		
F	集積回路配置	審議中 集積回路の配置設計に関する法律（2013－2014年）				
G	植物の新品種	審議中 種苗管理および育成者権に関する法律		農業資材の標準および管理に関する副令（1998年）－1998年		



		(2008年) - 2008年 5月13日		10月28日		
--	--	--------------------------	--	--------	--	--

### IP 関連の法律、政令、規則の一覧表

IP 関連の法律の種類	法律、施行日	改正	規則	改正	公式の指針／手引／ 部局の通達
IP 関連事項 の権利行使	カンボジア王国刑法典（2010年） - 2010年12月10日				
	カンボジア王国関税法（2007年） - 2007年7月20日				
	カンボジア王国刑事訴訟法典（2007年） - 2007年8月20日				
	民事訴訟法典（2006年） -				

	2006年9月				
	医薬品の管理に関する法律 (1996年) - 1996年6月17日				
			知的財産の国家委員会の設立に関する副令		
代替的紛争 解決手続	カンボジア王国商事仲裁法 (2006年) - 2006年3月6日				
IPおよびIP 関連事項	営利企業に関する法律 (2005 年) - 2005年5月17日				
IP関連事項 の権利行使	製品およびサービスの品質お よび安全性の管理に関する法 律 (2000年) - 2000年6月26 日				

## 最新の IP に関する法律の関連規定

### 特許、実用新案、および工業意匠

#### 2003 年特許、実用新案、および工業意匠に関する法律（2006 年まで改正）

##### *特許、実用新案証明、および工業意匠に関する重要な情報*

- 特許

特許の保護は、国に対する直接の出願により受けることができる。

「特許」は、発明を保護するために付与される権原を意味し、「発明」は、発明者の思想で、技術分野における特定の問題を実地に解決することを可能とするものを意味する。発明は、製品もしくは方法であるか、または製品もしくは方法に関連するものがありうる（第 4 条）。発明は、新規性があり、進歩性を含み、かつ産業上の利用可能性のある場合に、特許性があるものとなる（第 5 条）。

特許を受ける権利は、発明者に帰属し（第 10 条）、特許出願は、産業所管省（MIME）に対し行うものとし、出願手数料の納付を要する（第 16 条）。

登録官は、特許を付与するときに、

- ・ 特許の付与について引用例を公開する。
- ・ 出願人に対し、特許付与証明および特許の写しを発行する。
- ・ 特許を記録する。
- ・ 特許の写しを公衆に提供する（第 39 条）。

特許は、特許出願の日から 20 年で失効するとともに、特許または特許出願を維持するためには 1 年ごとに登録官に年間手数料を予納することを要する（第 45 条および第 46 条）。

- 実用新案証明

- ・ 実用新案証明は、実用新案の保護のために与えられる。実用新案は、新規性があり、かつ産業上の利用可能性があるが、製品もしくは方法であり、または製品もしくは方法に関連するものがありうる（第 69 条）。発明に進歩性がない場合、実用新案証明を求めることができる（第 71 条）。
- ・ 実用新案証明は、更新することができず、出願の日の後 7 年目の年末において失効する（第 73 条）。
- ・ 特許の出願人は、特許が付与または拒絶される前いつでも、自己の出願を実用新案証明の出願に転換することができ、その逆もまた同様である。かかる出願の転換は、1 回を超えて行うことはできない（第 75 条および第 76 条）。

- 工業意匠

- ・ 本法律に基づき、線もしくは色彩の結合、もしくは三次元の形状、または素材で、工業または手工芸の製品に特別な外観を与えるもの、および工業または手工芸の製品において模様として機能し得るものは、工業意匠とみなされる（第 89 条）。工業意匠は、新規性がある場合に登録することができる（第 91 条）。

- ・ 登録出願における提出日または優先日の 12 カ月前までに、世界のいかなる場所においても公衆に開示されていない場合に、新規性があるとみなされる（第 92 条）。

- ・ 工業意匠の登録出願は、MIME に対し行い、出願手数料の納付を要する（第 95 条）。カンボジアで登録済みの工業意匠を付した物品を登録所有者以外の者が製造、販売、または輸入するには、当該登録所有者の同意を必要とする（第 105 条および第 106 条）。工業意匠の登録は、登録出願の日から 5 年間である。この登録は、その後 5 年間の更新を連続して 2 回行うことができる（第 109 条）。

## 特許、実用新案証明、および工業意匠についての関連規定の概要

条項	概要
<b>第2章：特許</b>	
<b>第1節：特許性のある発明</b>	
第3条	特許および発明の定義
第4条	特許による保護から除外されたもの
第5条	発明の保護のための3要件
第6条	発明の新規性
第7条	発明の進歩性
第8条	発明の産業上の利用可能性
第9条	特許の保護から除外されるその他の場合
<b>第2節：特許権、発明者による命名</b>	
第10条	特許権は、発明者に帰属する。
第11条	2名以上の者が共同で発明を行った場合、特許権はその者たちの共有に属する。

第 12 条	1 名以上の者が同一の発明を互いに独自に行った場合の解決法
第 13 条	特許権は、譲渡可能であり、または相続による移転が可能である。
第 14 条	発明が雇用契約の履行中に行われた場合の特許権
第 15 条	発明者の氏名の記載に関する規定
<b>第 3 節：特許出願</b>	
第 16 条	特許出願の文書要件。願書、明細書、1 個以上のクレーム、1 個以上の図面（必要な場合）、および要約書が含まれる。
第 17 条	願書の記載内容の要件に関する規定
Prakas 第 766 号 MIME.DIP.PR K の規則 4	1971 年 3 月 24 日ストラスブール協定の下で採用され、その改訂版により更新された国際特許分類を用いた特許および実用新案の分類に関する規定
第 18 条	明細書の要件
第 19 条	クレームの要件
第 20 条	図面の要件

第 21 条	要約書の要件
第 22 条	出願の取下げに関する規定
<b>第 4 節：発明の単一性、出願の補正および分割</b>	
第 23 条	発明の単一性に関する規定
第 24 条	特許出願の補正の場合
第 25 条	出願の分割に関する規定
第 26 条	特許の無効化に関する規定
<b>第 5 節：優先権</b>	
第 27 条	優先権主張に関する規定
第 28 条	優先権主張のために証明付先願の写しを出願人が提出した場合
第 29 条	本法第 27 条に基づく上記宣言の効果がパリ条約の定めに従う旨の規定
<b>第 6 節：対応する外国出願および外国特許に関する情報</b>	
第 30 条	優先権出願番号の提出に関する規定
第 31 条	対応する外国出願に関連して出願人が登録官に提出する必要がある文書（以下を含む）に関する規定。外国



	出願に関し行われた調査または審査の結果について出願人が受領した通知の写し、外国出願を前提として付与された特許の写し、外国出願を拒絶し、または外国出願で請求された特許付与を拒絶した最終決定の写し
第 32 条	外国出願に関し行われた調査または審査の結果に関して出願人が受領した通知の写し、および、外国出願を拒絶し、または外国出願で請求された特許付与を拒絶した最終決定の写しの要求が、別の選択官庁への同一の国際出願の審査に関する情報について適用されない旨の規定
<b>第 7 節：出願日、審査</b>	
第 33 条	出願日および出願日の時点で出願に含める必要がある文書に関する規定
第 34 条	図面が出願に含まれていない場合に関する規定
第 35 条	特許審査に関する規定
第 36 条	登録官は、第 35 条に定める要件を具備した出願であると考える場合に、本法第 3 条 2 項および 3 項、第 4 条ないし 9 条、第 18 条ないし 20 条ならびに第 23 条ないし 26 条、ならびに、これに関する規則の要件が具備されているかについて決定を行う旨の規定
第 37 条	本法第 36 条の目的のために審査の必要がある発行物。以下を含む。出願に関連する PCT に基づいて作成された国際調査報告および国際予備審査報告の結果、ならびに／または、対応する外国出願に関する特許付与の拒絶に関する調査報告および審査報告、ならびに／または、外部の調査機関および審査機関が、出

	願者の要請に基づき行った調査報告および審査報告
<b>第 8 節：特許の付与、特許の変更</b>	
第 38 条	本法第 35 条および第 36 条に定める条件が具備された場合に、出願人が特許付与を受ける旨その他に関する規定
第 39 条	所定の手数料の納付に応じて登録官がする行為の列挙。以下を含む。特許の付与の引用例の公開、出願人に対する特許付与証明書および特許の写しの発行、特許の記録、ならびに、特許の写しの公衆への提供
第 40 条	特許の本文または図面の変更の要請に関する規定
<b>第 8 節：特許の付与、特許の変更</b>	
第 41 条	特許権者でない者がカンボジア王国内において特許済みの発明を利用する場合に関する規定
第 42 条	特許済みの発明の「利用」とみなされる行為の規定
第 43 条	特許権者の同意を得ずに実行することによって特許を侵害する者に対し、特許権者が訴訟手続を開始する権利を有する旨の規定
第 44 条	特許に基づく権利が延長されない旨の規定
<b>第 9 節：存続期間、年間手数料</b>	
第 45 条	特許が特許出願の日から 20 年の経過により失効する旨の規定

第 46 条	年間手数料に関する規定
<b>第 11 節：政府または政府の許可を受けた者による利用</b>	
第 47 条	特許権者の同意がなくても、政府機関、または大臣の指定する第三者が発明を利用することができる場合の規定
第 48 条	政府機関または許可を受けた第三者による特許済みの発明の利用に関する規定
第 49 条	事情の変更があった場合の許可の終了に関する規定
第 50 条	許可を受けた者に関する規定
第 51 条	許可された範囲の除外に関する規定
第 52 条	大臣の許可の請求および契約上のライセンスの請求に関する規定
第 53 条	発明の利用の供給対象範囲に関する規定
第 54 条	半導体技術の分野における特許済みの発明の利用に関する規定
第 55 条	第 2 章第 11 節に基づく大臣の決定に対して行う管轄裁判所への不服申立てに関する規定
<b>第 12 節：強制ライセンス</b>	
第 56 条	大臣による強制ライセンスの発行に関する規定

第 57 条	強制ライセンスを発行する決定の内容が定められるものとする。
第 58 条	強制ライセンスの受益者に関する規定
第 59 条	後の特許のクレームである発明が、前の特許のクレームである発明との関係でかなりの経済的重要性を有する重要な技術的進歩を伴う場合に、大臣が、後の特許の特許権者の請求により、前の特許の侵害を回避するために必要な範囲で強制ライセンスを発行することができる旨の規定
第 60 条	強制ライセンスが本法第 59 条に基づいて発行された場合に、大臣が、前の特許の特許権者の請求により、後の特許に関する強制ライセンスを発行するものとする旨の規定
第 61 条	第 59 条および第 60 条に基づく強制ライセンスの発行の請求があった場合に、本法第 57 条の期限を定める必要がない旨の定めが準用される旨の規定
第 62 条	強制ライセンスが本法第 59 条および第 60 条に基づいて発行された場合に関する規定
第 63 条	強制ライセンスの発行の請求の手数料に関する規定
第 64 条	本法第 47 条 2 項ないし 55 条が本法第 2 章第 12 節に準用される旨の規定
<b>第 13 節：無効化</b>	
第 65 条	利害関係人が特許の無効化を管轄裁判所に対し請求することができる旨の規定
第 66 条	無効化を請求する者が本法第 3 条 2 項および 3 項、第 4 条ないし第 9 条、ならびに第 18 条ないし第 20 条

	の要件のいずれかが具備されていないこと、または、特許権者が発明者もしくはその承継人でないことを証明した場合、管轄裁判所が特許を無効化する旨の規定
第 67 条	特許またはクレームもしくはその一部が無効化された場合、特許付与の日から無効であったものとみなされる旨の規定
第 68 条	管轄裁判所の最終決定が登録官に通知され、当該登録官が可能な限り速やかにこれを記録してこれに関する引用例を公開する旨の規定
<b>第 3 章：実用新案証明</b>	
<b>第 1 節：保護される実用新案証明</b>	
第 69 条	実用新案証明およびモデル証明の定義
<b>第 2 節：特許に関する規定の適用可能性</b>	
第 70 条	本法第 71 条ないし第 74 条を除き、本法第 2 章の規定が実用新案証明またはその出願（該当する方）に準用される旨の規定 本法第 2 章第 2 節に定める場合で、特許権が実用新案証明の権利と衝突するときに関する規定
第 71 条	本法第 5 条および第 7 条が、実用新案証明が請求される発明の場合に適用されない旨の規定
第 72 条	本法第 36 条および第 45 条が実用新案証明の出願の場合に適用されない旨の規定

第 73 条	実用新案証明が、更新をすることができず、出願の日の後 7 年目の年末において失効する旨の規定
第 74 条	本法第 65 条ないし第 67 条に基づいて管轄裁判所が実用新案証明を無効化する事由
<b>第 4 節：特許出願または実用新案証明出願の転換</b>	
第 75 条	特許出願と実用新案証明出願の間での転換に関する規定
第 76 条	本法第 75 条に基づく出願の転換が 1 度を超えて行うことができない旨の規定
<b>第 4 節：特許協力条約に基づく国際出願</b>	
<b>第 1 節：PCT に関する用語の解釈</b>	
第 77 条	PCT に関する用語の定義
<b>第 2 節：カンボジア王国を指定する国際出願の出願日および効力</b>	
第 78 条	カンボジア王国を指定する国際出願が、本章の規定の適用を条件として、本法に基づき行われた特許出願または実用新案証明出願で特許協力条約に基づき与えられる国際出願の日を出願日とするものとして扱われる旨の規定

<b>第3節：受理官庁としての登録局</b>	
第79条	登録局が、カンボジア王国の居住者または国民から提出を受けた国際出願について受理官庁となる旨の規定
第80条	政府間組織または特許協力条約の他の締約国の国内官庁が、カンボジア王国の居住者または国民である出願人について登録局の代わりに受理官庁となる、特許協力条約に基づく規則の規則第19.1(b)項に定める種類の合意を大臣が行うことができる旨の規定
<b>第4節：登録局への国際出願</b>	
第81条	登録局を受理官庁として行う国際出願は所定の言語により行う旨、および、本法第130条に定める所定の送付手数料を登録局に対し納付することを要する旨の規定
<b>第5節：指定官庁としての登録局</b>	
第82条	特許協力条約の第1章第19条の定めに従ってカンボジア王国を指定した国際出願について、本法に基づき国内の特許または実用新案証明を取得する上で、登録局が指定官庁となる旨の規定
<b>第6節：選択官庁としての登録局</b>	
第83条	出願人が特許協力条約第2章の定めに従ってカンボジア王国を選択した場合に、本法第82条の定めに従ってカンボジア王国を指定した国際出願について、本法に基づき国内の特許または実用新案証明を取得する

	上で、登録局が選択官庁となる旨の規定
<b>第7節：国内の処理</b>	
第84条	出願人が本法第85条の要件を具備して当該処理の早期の開始について迅速（緊急）の要請を登録局に行った場合を除き、指定官庁または選択官庁としての登録局が、同条に定める期間の満了前に、カンボジア王国を指定した国際出願の処理を開始してはならない旨の規定
<b>第8節：国内段階の開始</b>	
第85条	カンボジア王国を指定する国際出願について、国際出願の手数料および翻訳言語に関する規定
<b>第9節：国内段階の不開始</b>	
第86条	旨の規定
<b>第10節：条約に従った国際出願の処理</b>	
第87条	特許協力条約の条項と本法の条項との間に矛盾がある場合に特許協力条約の条項が優先する旨の規定
第88条	特許協力条約に関連する、登録局による国際出願の処理および登録局のその他の職務に関する詳細を、国際出願に関する納付手数料、期限およびその他の要件を含め、本法第130条における規則に定めることができる旨、ならびに、これらを具備することを要する旨の規定
<b>第5章：</b>	



<b>第1節：保護を受ける工業意匠</b>	
第89条	工業意匠の定義
第90条	本法に基づく保護が、工業意匠において技術的成果を取得するためにのみ役立ち、かつ、外観の特徴について主観の入る余地を残さない範囲の部分には及ばない旨の規定
<b>第2節：登録可能な工業意匠</b>	
第91条	新規性がある場合に工業意匠が登録可能である旨の規定
第92条	工業意匠の新規性に関する規定
第93条	公序良俗に反する工業意匠は登録することができない旨の規定
<b>第3節：工業意匠を登録する権利、創作者によるネーミング</b>	
第94条	本法第10条ないし第15条が本法第5章第3節に準用される旨の規定
<b>第4節：工業意匠の登録出願</b>	
第95条	工業意匠出願の基本的な文書要件
第96条	出願人が創作者でない場合、工業意匠を登録する権利を出願人が有することを証明する説明書を願書に添付する旨の規定

第 97 条	2 個以上の工業意匠を同一の出願の対象とすることができる旨、ただし、国際分類上同一のクラスに関連するか、または、関連する製品のセットもしくは組み合わせが同一であることを条件とする旨の規定
第 98 条	登録時における工業意匠公開について、出願の提出日から、または優先権を主張する場合には出願の優先日から、12 カ月を超えない期間繰り延べる要請を出願時に出願に含めることができる旨の規定
第 99 条	出願人が、出願の係属中いつでも出願を取り下げることができる旨の規定
<b>第 5 節：優先権</b>	
第 100 条	本法第 27 条ないし第 29 条が本法第 5 章第 5 節に準用される旨の規定
<b>第 6 節：審査、工業意匠の登録および公開</b>	
第 101 条	出願日における工業意匠出願に関する規定
第 102 条	本法第 95 条および第 96 条ならびにこれに関する規則の要件、本法第 130 条の定めに従って出願手数料が納付されたこと、ならびに本法第 89 条ないし第 90 条、第 93 条の要件およびこれに関する規則に基づく、工業意匠出願審査に関する規定
第 103 条	工業意匠が第 102 条に定める条件に合致する場合に、証明書の発行を受けることその他に関する規定
第 104 条	工業意匠出願の公開の繰延に関する規定
<b>第 7 節：登録により付与される権利、期間、更新</b>	

第 105 条	カンボジア王国における登録済みの工業意匠を登録済み権利者でない者が利用するには登録済み権利者の同意を要する旨の規定
第 106 条	「利用」の定義
第 107 条	工業意匠の登録に基づく権利の範囲に関する規定
第 108 条	工業意匠の登録済み権利者の、侵害に対し裁判所の手続を開始する権利に関する規定
第 109 条	工業意匠の登録が登録出願日から 5 年間存続する旨の規定。本法第 130 条の定めに従った所定の手数料の納付により、5 年間の登録更新を連続して 2 回行うことができる。更新手数料の納付の遅れについては、本法第 130 条の定めに従った所定の追加手数料の納付により、6 カ月間のグレース・ピリオドが認められる。
<b>第 8 節：無効化</b>	
第 110 条	利害関係人が工業意匠の登録の無効化を管轄裁判所に対し請求することができる旨の規定
第 111 条	管轄裁判所が登録の無効化を行う条件に関する規定
第 112 条	管轄裁判所により無効化された工業意匠が工業意匠の登録の日から無効であったものとみなされる旨の規定
第 113 条	管轄裁判所の最終決定が登録官に通知され、登録官がこれを記録してこれに関する引用例を可能な限り速やかに公開する旨の規定
<b>第 6 章：共通規定</b>	

<b>第1節：所有の権利の変更、ライセンス契約</b>	
第114条	特許もしくは実用新案証明もしくは工業意匠の登録についての所有の権利の変更、または、これらの出願の所有の権利の変更に関する規定
第115条	特許もしくは実用新案証明、もしくは登録済み工業意匠、またはこれらの出願についてのライセンス契約に関する規定
<b>第2節：管理人</b>	
第116条	出願人の通常の居所または主たる事務所がカンボジア王国外である場合、カンボジア王国内に居住し業務を行い、かつ所定の要件を具備する管理人が出願人を代理する旨の規定
<b>第3節：登録局の組織</b>	
第117条	登録局の所定の職務
<b>第4節：登録、官報</b>	
第118条	産業所管省の別個の2個の登録の所定の機能
第119条	産業所管省が本法に定めるすべての公開において官報に公開する旨の規定
<b>第5節：誤りの訂正、期間の延長</b>	
第120条	登録官が、規則の規定の適用を前提として、登録局に提出された出願もしくは文書、または本法もしくは規

	則に従って行われた記録における翻訳の誤りまたは事務上の誤りを訂正することができる旨の規定
第 121 条	行為を行い、または審理を行うための期間が満了した場合の延長に関する規定
<b>第 6 節：裁量権限の行使</b>	
第 122 条	登録官がその担当する審理の当事者に対し、本法または規則により与えられた裁量権限を不利益に行使するに先立って、聴聞を受ける機会を与える旨の規定
<b>第 7 節：管轄裁判所、不服申立て</b>	
第 123 条	管轄裁判所が、本法および規則の適用に関する紛争が管轄裁判所に付託されるべき場合の管轄を有する旨の規定
第 124 条	不服申立てについて定められた期限は、決定の日から 3 カ月である。
<b>第 8 節：侵害、違法行為</b>	
第 125 条	侵害とみなされるものと定められた行為
第 126 条	保護を受ける権原の権利者の請求により、またはライセンシーが権利者に対し、特定の救済のために裁判所の手続を開始するよう請求したが権利者がこれを拒絶し、もしくは行わなかった場合はライセンシーの請求により、管轄裁判所が、侵害または急迫の侵害を防止する差止命令を認めること、損害賠償を裁定すること、および、一般法において定める他の救済を認めることができる旨の規定

第 127 条	特許または実用新案証明の内容が製品を取得する方法である場合で製品に新規性があるときは、製品が当該方法により製造されなかったことの立証責任が、侵害者であると主張された者にあり、侵害者であると主張された者が同一の製品を取得する方法が当該方法と異なることを証明する旨の規定
第 128 条	本法第 127 条に定める手続を行う管轄裁判所が、証拠の提出を要求する際に、侵害者であると主張される者の製造上および業務上の秘密を開示しないよう、当該者の正当な利益を考慮に入れる旨の規定
<b>第 9 節：国際条約の適用</b>	
第 129 条	工業所有権に関する国際条約の規定が本法の規定に優先する旨の規定
<b>第 10 節：規則、行政指導</b>	
第 130 条	大臣が、本法の施行の詳細を定めた必要な規則を發布する旨の規定
<b>第 11 節：解釈</b>	
第 131 条	本節に関連する用語の定義
<b>第 7 章：違反</b>	
第 132 条	登録官に提出された文書の虚偽の陳述についての自由刑および過料に関する規定
第 133 条	侵害についての自由刑および過料に関する規定
第 134 条	本法の違反により有罪とされた者がある場合、管轄裁判所が、侵害する物品、ならびにその主要な使用が当

	該犯行であつたいかなる素材および器具についても、国有財産としてその差押えおよび廃棄を命じることができる旨の規定
第 135 条	管轄の公務員が、本法の定める自己の職務の遂行において犯罪を行った場合に、他の者については犯罪であるとみなされない行政法規違反に従って罰せられる旨の規定
<b>第 8 章：経過規定</b>	
第 136 条	本法第 4 条に定める医薬品が、カタールのドーハにおける 2001 年 11 月 14 日付け世界貿易機関の 28 閣僚会議の知的財産権および公衆衛生の貿易関連の側面に関する協定の宣言に従って、2016 年 1 月 1 日まで、特許による保護から除外される旨の規定

## 商標

### 標章、商号、および不正競争行為に関する法律（商標法）

#### 商標に関する重要な情報

カンボジアは、パリ条約の締約国である。カンボジアにおける商標／サービス・マークの登録または更新の出願は、物品またはサービスの 1 個のクラスにおける 1 個の商標のみを対象とする。カンボジアは、標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定の加盟国ではないが、商標登録について 45 クラスから成る商品およびサービスのニース分類の最新版を適用している。

カンボジアにおける商標保護の期間は、出願日（または、もしあれば優先日）から10年である。登録された標章は、回数制限なく、10年ごとに更新可能である。登録された標章は、第三者の請求により、当該標章の使用を妨げる特別の事情が示されることなく、取消請求の提出日の1カ月前の時点に先立つ5年間に、当該標章が権利者により使用されたことがなく、使用のため他の者に移転されたこともないことを理由として、取り消すことができる。

### 商標および不正競争行為の関連規定

条項	概要
<b>第1章：総則</b>	
第1条	法律の目的の記載
第2条	標章に関する用語の定義
第3条	本法により与えられる標章に対する独占的権利が、本法の規定に従った登録により取得される旨の規定
第4条	有効に登録することができない標章に関する規定
<b>第2章：登録およびこれにより与えられる権利</b>	
第5条	標章登録の出願、住所変更記録の申請、および、使用または非使用の宣誓供述書の保証の申請に関する規定



第6条	標章登録における優先権の条件
第7条	出願人がいつでも出願を取り下げることができる旨の規定
第8条	出願審査に関する規定
第9条	同一または類似の商品またはサービスに用いられる同一または類似の標章に関する標章出願が同一日または異なる日に行われた場合の解決方法に関する規定
第10条	付与、証明書の拒絶、公開、および登録官に対する回答に関する規定
第11条	標章の登録済み権利者の権利に関する規定
第12条	商標登録の有効性および更新に関する規定
<b>第3章：無効化および削除</b>	
第13条	標章登録の無効化に関する規定
第14条	商業省が登録標章を取り消すための条件
第15条	登録からの標章の削除に関する規定

<b>第4章：団体標章</b>	
第16条	第17条および第18条の適用を前提として、第3条ないし第15条が団体標章に適用される旨の規定
第17条	団体標章出願の要件に関する規定
第18条	団体標章の登録の有効化に関する規定
<b>第5章：標章のライセンス付与</b>	
第19条	ライセンス契約およびライセンス契約の対象に関する規定
<b>第6章：商号</b>	
第20条	商号の要件に関する規定
第21条	商号の保護の要件に関する規定
<b>第7章：不正競争行為</b>	
第22条	不正競争の定義
第23条	不正競争とみなされる行為に関する規定

第8章：侵害および救済	
第24条	登録標章の侵害の定義
第25条	登録された周知標章の侵害に関する規定
第26条	未登録の周知標章の侵害に関する規定
第27条	標章の所有者の請求により、またはライセンシーが、特定の救済を求める裁判所の手続を開始するよう標章の所有者に対し請求し、当該標章の所有者がこれを拒絶し、もしくは行わなかった場合にはライセンシーの請求により、裁判所が、第21条、第22条、第23条に定める侵害、急迫の侵害、または違法行為を防止する差止命令を認めること、損害賠償を裁定すること、および、一般法に定める他の救済を認めることができる旨の規定
第28条	管轄当局、利害関係人、または利害関係のある（特に生産者、製造者、または取引業者の）社団もしくはシンジケートの請求により、裁判所が第22条および第23条に定める不正競争行為の場合と同一の救済を認めることができる旨の規定

第9章：暫定的措置	
第29条	出願人の請求により、裁判所が、侵害、急迫の侵害を防止するため、または、主張される侵害についての関連証拠を保持するために迅速かつ有効な暫定的措置を命ずる旨の規定
第30条	裁判所が暫定的措置を命ずる条件
第31条	暫定的措置が命じられた場合、当該措置の実施時点で被申立人に対し決定を通知する旨の規定
第32条	第30条および第31条に基づいて暫定的措置が命じられた場合の被申立人による再審査請求に関する規定
第33条	事件の本案の決定に至る手続を出願人が、暫定的措置を命じる決定の通知から20労働日以内、または、裁判所がその決定において決定する他の合理的期間内に開始しない場合に、裁判所が、被申立人の請求により、当該暫定的措置を取り消す旨の規定
第34条	暫定的措置が取り消された場合、または裁判所が出願人の開始した第33条に基づく手続において事件の本案に関し侵害もしくは侵害のおそれがあったとの決定をした場合に、裁判所が、被申立人の請求により、暫定的措置の執行による損害についての適切な補償を被申立人に行うよう出願人に対し命じる旨の規定

第 10 章：国境措置	
第 35 条	登録済み商標の所有者が税関、管轄当局、または管轄裁判所に対し、登録済み標章の所有者であることを証明することにより、偽造品の疑いのある物品の通関を保留するよう申し立てることができる旨の規定
第 36 条	第 35 条に基づく申立ての要件
第 37 条	第 35 条に基づく申立てを受理した後 10 労働日以内に、税関または管轄当局が、申立てが認められたか、拒絶されたか、またはさらなる検討のために留保されたかを申立人に対し通知する旨の規定
第 38 条	税関その他の副令により定められた管轄当局が、物品の輸入者、荷受人、輸出者または所有者、および管轄当局を保護するために十分な担保またはこれに相当する保証を提供し、または行うことを申立人に要求する権限を有する旨の規定。当該担保またはこれに相当する保証は、この手続による救済を合理的な理由なく繰り返し延べることはないように決定される。
第 39 条	第 35 条に基づく申立てが認められた場合の税関の行為に関する規定
第 40 条	国境措置の修正または取消しに関する規定
第 41 条	関連当局が、物品の所有者、輸入者、輸出者、および荷受人に対する物品の不当な留置または第 39 条に基づき返還された物品の留置によりこれらの者に発生した損害についての適切な補償を、これらの者に対し支払

	うことを、申立人に命ずる権限を有する旨の規定。当事者は、この決定を承諾しない場合、裁判所に不服申立てを行う権利を有する。
第 42 条	旨の規定
第 43 条	税関が自己の主導により、偽造商標の物品の輸入が行われ、または差し迫っていることの一応の証拠を得た物品の通関を保留することができる旨の規定
第 44 条	税関が、通関手続の保留の場所および日を権利者に対し直ちに通知するとともに、その権限を行使するための一助となる情報を権利者に対しいつでも求めることができる旨の規定
第 45 条	第 42 条に基づいて行われる行為に関し、これが誠実に行われ、または誠実な意図による場合には、公的機関も公務員も適切な救済手段による責任を免除される旨の規定
第 46 条	税関および管轄当局が、裁判所の決定により、侵害物品の破棄を命じる権限を有する旨の規定。税関は、偽造商標の物品の再輸出を認めてはならず、別の関税手続の対象としてもならない。
第 47 条	旅行者の私的な荷物に含まれる非営利の性質の偽造商標の物品を本法の適用から排除することができる旨の規定

<b>第 11 章：所有の権利の変更</b>	
第 48 条	標章または団体標章の登録の所有の権利の変更に関する規定
第 49 条	団体標章の登録の所有の権利の変更には商業相の事前の承認を要する旨の規定
第 50 条	商号の所有の権利の変更は当該商号により識別される企業またはその一部の移転とともに行うことを要し、かつ書面により行う旨の規定
第 51 条	ただし、標章または団体標章を用いることが予定され、または用いている物品またはサービスの、特に内容、出所、製造方法、特徴、または目的適合性について、誤認または混同を生じる可能性がある場合には、標章または団体標章の登録の所有の権利の変更が無効となる旨の規定
第 52 条	登録標章または標章出願に関するライセンス契約が登録官に提出され、登録官が、その内容の秘密を保持しつつこれを記録してこれの引用例を公開する旨の規定。ライセンス契約は、かかる記録が行われるまで第三者に対する効力を有しない。
<b>第 12 章：標章の登録の維持</b>	
第 53 条	商業省が、本法および規則に定める標章登録および登録標章管理の手続に関するすべての職務を委託されて

	いる旨の規定
第 54 条	団体標章の登録の所有の権利の変更には、商業省の事前の承認を要する旨の規定
第 55 条	商業省が、副令に定めるすべての登録、更新、拒絶、登録からの標章削除およびその他の作業を官報に掲載する旨の規定
第 56 条	登録官の誤りについて本法または規則に従って行われる訂正に関する規定
第 57 条	登録官が手続の当事者に対し、本法または規則により与えられた裁量権限を不利益に行使するに先立って、聴聞を受ける機会を与える旨の規定
<b>第 13 章：管理人</b>	
第 58 条	出願人の定居所または本店所在地がカンボジア王国外である場合、出願人がカンボジア王国内において居住し、かつ業務を行う管理人により代理される旨の規定
第 59 条	カンボジア王国内の標章登録出願において代理人として行為する管理人が商業省の告示の定めに従った十分な資格を有することを要する旨の規定



第 14 章：国際条約の適用、および解釈	
第 60 条	カンボジア王国が締約国である知的財産に関する国際条約の規定が本法に優先する旨の規定
第 61 条	本節の用語の定義
第 15 章：罰則	
第 62 条	商業省が行う決定が利害関係人による裁判所での不服申立ての対象となる旨、および、かかる不服申立ては決定の日から 3 カ月以内に行うことを要する旨の規定
第 63 条	出願において登録官に虚偽の陳述を行った場合の自由刑および行政罰に関する規定
第 64 条	第 11(b)項に基づき登録された商標、サービス・マーク、団体標章または商号を偽造した場合の自由刑および行政罰に関する規定
第 65 条	登録済みの商標、サービス・マーク、団体標章または商号を模造した場合の自由刑および行政罰に関する規定
第 66 条	第 64 条に定める偽造標章または第 65 条に定める模造標章を付した物品について輸入、販売、販売申込、または販売目的での所持を行った者についての刑罰に関する規定

第 67 条	本法第 64 条および第 65 条に定める犯罪の反復の最高刑が各条に定める罰金および自由刑の両方の 2 倍である旨の規定
第 68 条	本法の下で責任を負う違反者が法人である場合、当該法人の業務執行取締役、支配人、または代表者も、当該法人による犯罪遂行を知らず、同意も与えていなかったことを証明することができない限り、当該犯罪について定める刑罰を受ける旨の規定
第 69 条	第 66 条の定めるとおりに本法に違反して輸入、販売、販売申込、または販売目的での所持が行われたすべての物品が、違反により有罪とされた者の有無にかかわらず、裁判所の決定に従って没収および／または破棄される旨の規定
第 70 条	自己の役職の権限を用いることにより物または金銭を強要または受領した者が犯罪を行ったとみなされて施行法に基づく刑罰を受ける旨の規定
<b>第 16 章：最終規定</b>	
第 71 条	更新および分類に関する規定

## 著作権および著作隣接権

### 著作権および著作隣接権に関する重要な情報

本法に基づく保護を受ける著作物の種類は以下のとおり（第3条）

- ・ カンボジア国民であるか、またはカンボジアに常居所を有する作者の著作物
- ・ カンボジアにおいて最初に発行された著作物。海外で最初に発行された著作物で、最初に公に伝達されてから 30 日以内に、持ち込まれてカンボジアで発行されたものを含む。
- ・ 本社または常居所がカンボジアにある制作者の視聴覚的著作物
- ・ カンボジアで建設された建築の著作物およびカンボジアに所在する建物その他の建築物と一体となっているその他の美術的著作物
- ・ 国際条約に基づき保護を与える義務をカンボジアが負う著作物

以下の対象物は、本法に基づく保護を受けている（第7条）

- ・ 書籍またはその他の文学的、美術的、科学的、および教育的な文書について行うあらゆる種類の朗読

- ・ 講演、演説、説教、口頭または書面による主張、およびこれらと同一の特徴を有するその他の著作物
- ・ 演劇用の著作物または音楽の演劇
- ・ 歌詞を伴うか否かを問わず、楽曲
- ・ 視聴覚的著作物
- ・ 絵画、版画、彫刻の著作物、またはコラージュの著作物
- ・ 写真の著作物、および建築の著作物
- ・ コンピューターのプログラム、およびかかるプログラム等に関する意匠事典文書

著作物の著作者は、当該著作物について、すべての者に対し行使することができる独占的権利を有しており、この権利には、著作者人格権および財産的権利を含む（第 18 条）。著作者人格権は、永続的であり、かつ不可侵であるとともに、差し押さえることができず、時効にもかからない（第 19 条）。

著作者の財産的権利は、複製、公の伝達、および二次的著作物の創作に対する許可を通じて自己の著作物を利用する独占的権利である（第 21 条）。財産的権利の保護は、著作物の創作の日から開始し、著作者の死亡後 50 年が経過するまで存続する（第 30 条）。

法律の執行を円滑化するとともに、財産的権利に関する紛争がある場合の所有の権利の証明として用いられるために、著作者または権利者は、文化芸術省にその著作物を寄託するか、同省への任意の登録を行うことができる。同省は、登録された著作物について登録証明書を発行する（第 38 条、第 39 条および第 40 条）。

著作物の著作者および著作隣接権の権利者は、自己の権利を保護および管理するために、文化芸術省の承認を受けて集会的管理機関を設立することができる（第 56 条）。

### 著作権および著作隣接権に関する規定の概要

第 1 章：総則	
第 1 条	本法の目的の規定
第 2 条	本法の用語の定義
第 3 条	保護を受ける著作物の列挙。著作者の著作物、実演者の著作物、レコード、および放送局による放送を含む。
第 2 章：著作権	
第 1 節：著作物	

第4条	著作者の実際の知的創作物である著作物が原作品とみなされる旨の規定
第5条	著作物の定義
第6条	共同著作物、二次的著作物、および集合著作物の定義
第7条	保護が与えられる内容の列举
第8条	二次的著作物の保護に関する規定
第9条	著作物の題名に関する規定
第10条	保護が与えられない内容の列举
<b>第2節：著作者</b>	
第11条	著作者の権原が、これに反する証拠がない限り、その名義で著作物が創作および開示されている自然人に属する旨の規定
第12条	共同著作者の定義および共同著作者に関する規定
第13条	これと矛盾する証拠がない限り、公に伝達される間に当該著作物に自己の氏名または名称が公表された自然

	人または法人が、著作者の権利を与えられる旨の規定
第 14 条	変名または匿名による著作物の著作者の場合の著作者の権利に関する規定
第 15 条	視聴覚的著作物の共同著作者に関する規定
第 16 条	著作者が労働契約の枠組みの下で使用者である自然人または法人のために創作した著作物の財産的権利、および当該著作物を利用する契約に関する規定
第 17 条	視聴覚的著作物の共同著作者と制作者との間の契約の締結に関する規定
<b>第 3 節：著作者の権利</b>	
第 18 条	著作物の著作者が当該著作物についてすべての者に対し行使できる独占的権利を有する旨の規定。この権利には、著作者人格権および財産的権利を含む。
第 19 条	著作者人格権に関する規定
第 20 条	著作者人格権に特有の 3 要点
第 21 条	財産的権利に関する規定

第 22 条	1 名以上の被用者が創作したコンピューター・プログラムおよびその事典文書の財産的権利に関する規定
<b>第 4 節：著作者の権利に対する制限</b>	
第 23 条	私的使用目的での自然人による著作物の写しの輸入行為は当該著作物の著作者または権利者の同意を得ずに行うことができる旨の規定
第 24 条	発行著作物の私的複製の許容に関する規定
第 25 条	著作者が禁止することのできない行為の列挙
第 26 条	個人または家族の活動に関する実話に基づく著作物の著作者は当該個人または当該家族の相続人である家族構成員に対し許可を求めることを要する旨の規定
第 27 条	著作物の一時的複製の許容条件
第 28 条	著作物および著作者の引用に関する規定
第 29 条	公表行為において説明の目的で適法に発行された著作物を使用すること、および、別の記事、新聞もしくは雑誌の記事、または適法に発行された著作物の短い抜粋を複製することの許容に関する規定



<b>第5節：財産的権利の保護期間</b>	
第30条	財産的権利の保護期間に関する規定
第31条	匿名の方法または変名により発行された著作物の財産的権利に関する規定
<b>第6節：財産的権利の移転</b>	
第32条	財産的権利の移転に関する規定
第33条	著作者の死亡による財産的権利の移転に関する規定
<b>第7節：財産的権利の利用</b>	
第34条	財産的権利の利用の契約が書面によることを要し、そうでない場合にはこの契約が無効とみなされる旨の規定。著作者または権利者のみが契約を無効とする理由を主張する権利を有する。
第35条	著作者の権利の利用を移転する契約が書面によることを要する旨、ならびに、範囲および程度ならびに場所、目的および期間の適切な制限がなされた当該移転される権利の各利用範囲を別個に定める旨の規定
第36条	個人の著作者および共同著作者に関する規定

第 37 条	著作者の著作物を利用する権利の全部または一部を移転することができる旨の規定。著作者は、移転契約の条項に従って移転による利益を受ける。
第 8 節：著作物の寄託および登録	
第 38 条	すべての著作物は当然に保護される旨の規定。著作者または権利者は、自己の著作物を文化芸術省に寄託することができる。
第 39 条	著作物の登録の要件に関する規定
第 40 条	文化芸術省が登録された著作物の登録証明を発行する旨の規定。出願人は、文化芸術省と経済財政省の共同告示（PRAKAS）に従って登録手数料を納付することを要する。

## 最新の IP の規則／政令／副令の関連規定

### 特許および実用新案証明

特許および実用新案証明の付与手続に関する Prakas (告示) (2007 年) –2007 年 5 月 28 日

#### 第 1 節：総則

本 Prakas (告示) は、特許および実用新案証明ならびに工業意匠に関する法律の第 130 条に従って、特許および実用新案証明ならびに工業意匠に関する法律の施行規則に引用されていることがある。

規則 2 – 登録局の職務

規則 3 – 解釈：本告示の用語の定義

#### 第 2 節：特許および実用新案証明の付与手続

規則 4 – 特許および実用新案証明の分類

規則 5 – 特許および実用新案証明の出願

規則 6 – 願書の要件

規則 7 – 明細書の要件

規則 8 – クレームの要件

規則 9 - 図面の要件

規則 10 - 要約書の要件

規則 11 - 文書の言語および翻訳

規則 12 - 氏名、住所、国籍および居所の表示

規則 13 - 氏名、国籍および住所の変更

規則 14 - 署名

規則 15 - 度量法、術語および記号

規則 16 - 文書の数および外形要件

規則 17 - 発明の単一性

規則 18 - 出願の分割

規則 19 - 先行技術との関係で無視されるべき開示

規則 20 - 優先権の宣言

規則 21 - 情報提供の時期

規則 22 - 出願の取下げおよび補正

規則 23 - 出願の番号および実行

規則 24 － 方式審査

規則 25 － 実質審査

規則 27 － 特許および実用新案証明の付与、公開、証明の発行

規則 28 － 年間手数料

規則 29 － 政府または政府の許可を受けた第三者による利用

規則 30 － 強制ライセンス

規則 31 － 無効化

規則 32 － 所有の権利の変更、ライセンス契約

規則 33 － 管理人

規則 34 － 除外日

規則 35 － 情報の抜粋および誤りの訂正

規則 36 － 聴聞

規則 37 － 郵送による送達

規則 38 － 証拠

規則 39 － 法定誓約

規則 40 － 官報

規則 41 － 手数料

規則 42 － 紛争解決

規則 43 － 協力

第 3 節：コンピューター・ソフトウェアに関する発明

規則 44 － コンピューター・ソフトウェアの実行に関連する発明

第 4 節：経過規定

規則 45 － 医薬品に関連する発明

第 5 節：最終規定

規則 46 － 施行機関

規則 47 － 施行

## **商標**

*標章、商号、および不正競争行為に関する法律の施行に関する下位政令*

第 1 章：総則

第 1 条 － 政令の目的

第2条－政令の用語の定義

第2章：標章登録の一般要件

第3条－方式

第4条－文書の言語および翻訳

第5条－氏名、住所、国籍、および居所の表示

第6条－パートナーシップ、会社および社団の名称による署名

第7条－管理人による代理

第8条－手数料

第3章：標章の登録拒絶および無効化についての手続

第1節：出願、登録手続、および公表

第9条－標章の分類

第10条－標章登録の出願

第11条－標章の複製の提出

第12条－標章の字訳および翻訳

第13条－優先権の宣言および先願の翻訳

第 14 条 — 先願の写し

第 15 条 — 出願の取下げ

第 16 条 — 標章出願および提出日

第 17 条 — 出願に対するオブジェクションまたは条件付承諾、および聴聞

第 18 条 — 出願の拒絶または登録官の条件付承諾に対し出願人のオブジェクションがあった場合

第 19 条 — 出願の承諾、標章登録、公表、および証明書の発行

第 20 条 — 異議申立て

第 21 条 — 標章の使用または非使用の宣誓供述書、および証拠

第 22 条 — 登録の更新

第 2 節 : 団体標章、および登録の無効化

第 23 条 — 団体標章

第 24 条 — 非使用を理由とする無効化および削除

第 3 節 : 登録、訴訟および譲渡を円滑化するための管理手続

第 25 条 — 送達先住所

第 26 条 — 氏名、住所または送達先住所の変更



第 27 条 — 所有の権利の変更およびライセンス付与契約

第 28 条 — 代理する管理人の指定および送達先住所

第 29 条 — 除外日

第 30 条 — 登録の協議、および登録の抜粋情報の請求

第 31 条 — 誤りの訂正

第 32 条 — 聴聞

第 33 条 — 郵便送達による通知

第 34 条 — 証拠

第 35 条 — 法定誓約および宣誓供述書

第 36 条 — 管轄当局

第 37 条 — 公開および官報

第 4 章 : 国境措置

第 38 条 — 申立て

第 39 条 — 行政手数料

第 40 条 — 申立人の義務

第 41 条 — 物品の保留の拒絶

第 42 条 — 審理および期限

第 5 章：最終規定

第 43 条：本副令に反する規定が廃止される旨の規定

第 44 条 — 閣僚理事会局担当相、商業相、経済財務相、国務相、国務長官、関連組織が本副令を署名の日から有効に施行する旨の規定

### 地理的表示

*地理的表示を含む商品の標章の登録および保護の手続に関する PRAKAS*

第 1 条：Prakas の対象

第 2 条：Prakas の目的

第 3 条：範囲

第 4 条：Prakas の用語の定義

第 5 条：与えられる権利

第 6 条：知的財産部の職務

第 7 条：出願の提出

第 8 条：出願の取下げ

第 9 条：登録の行政手数料

第 10 条：出願の審査

第 11 条：出願の実質審査

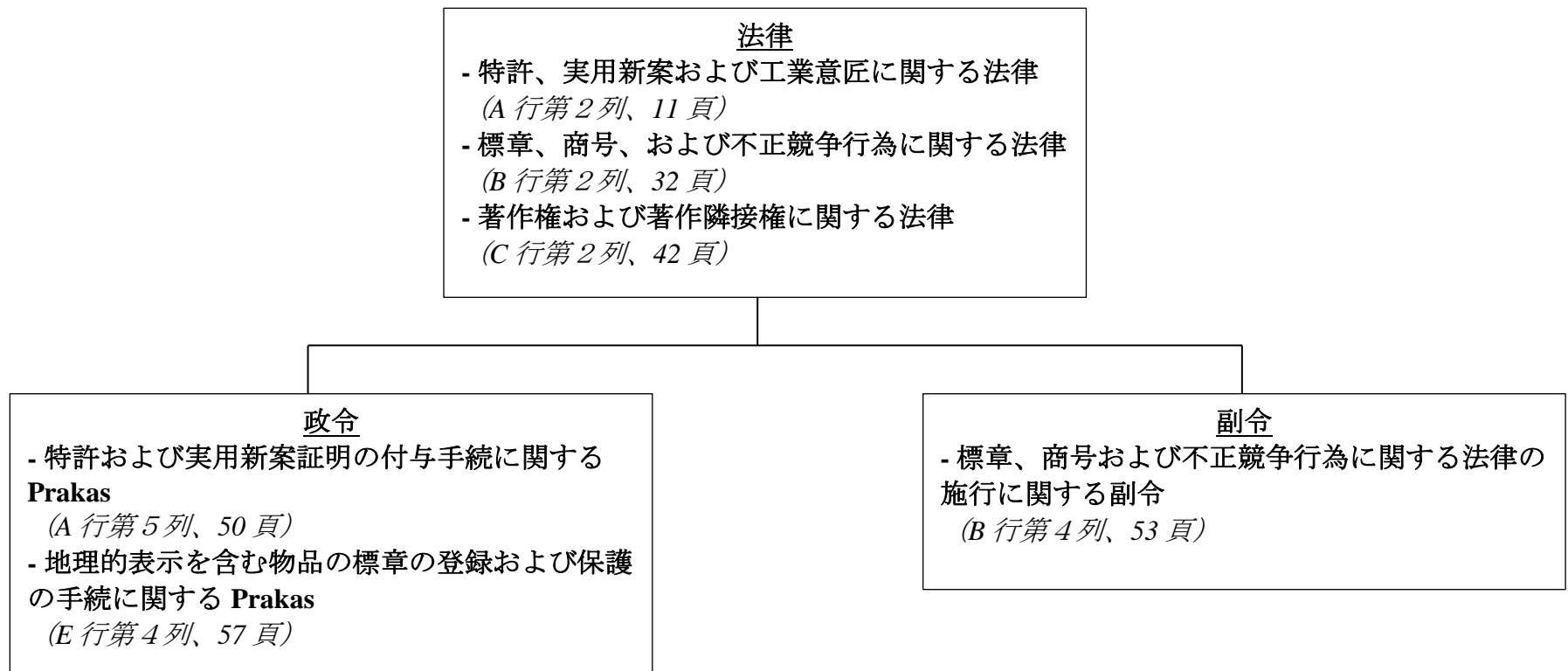
第 12 条：有効性および更新

第 13 条：登録された地理的表示の取消し

第 14 条：その他の実施手続および罰則

第 15 条：Prakas の有効性

## 現行の IP 関連の法律、政令、および規則の関係



経済産業省委託

カンボジア下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 6 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。